

千葉県外国人児童生徒等教育の方針

令和3年3月

千葉県教育委員会

令和4年9月16日 改訂

令和6年3月28日 改訂

令和8年4月 1日 改訂

目 次

1 はじめに

2 日本語指導が必要な外国人児童生徒等を取り巻く背景

- (1) 国の動き
- (2) 千葉県の現状
- (3) 県教育委員会の主な取組と課題

3 外国人児童生徒等教育の基本的な考え

- (1) 基本的な考え方
- (2) 重点化の視点
- (3) 自治体等の役割

4 主な施策

外国人児童生徒等教育の指導・支援体制

- No. 1 行政担当者連絡協議会
- No. 2 日本語指導体制の構築
- No. 3 拠点校の設置
- No. 4 幼児教育推進事業
- No. 5 外国人児童生徒等の心のケア（カウンセリング）等について
- No. 6 外国につながる障害のある児童生徒等および家族への支援

教員・教育相談員等の配置・養成

- No. 7 外国人児童生徒等教育に係る研修
- No. 8 日本語指導担当教員の配置
- No. 9 外国人児童生徒等教育相談員の配置

就学・進学・就職の支援等

- No. 10 就学担当者会議
- No. 11 外国人の特別入学者選抜
- No. 12 県教育委員会HPによる支援

多文化共生意識の醸成

- No. 13 外部関係機関や支援団体との連携
- No. 14 異文化理解の促進

1 はじめに

近年、県内に在住する外国人の増加に伴い、外国人児童生徒や日本国籍であっても日本語指導が必要な児童生徒が増加している。文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」では、県内の日本語指導が必要な児童生徒数は、全国で7番目に多い結果となった。外国にルーツをもつ児童生徒は、県民の一員として共生社会を形成する重要な存在である。そのため、日本語指導の充実や地域での交流促進など、外国人児童生徒等の受入れ体制を整える必要がある。

このような実態を踏まえ、千葉県教育委員会では、令和7年3月に「第4期千葉県教育振興基本計画」を策定し、多様なニーズに対応した教育の推進を図っている。

第4期千葉県教育振興基本計画の抜粋

「基本理念」

人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成
～一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～

「基本目標1」 子供たちの自信を育む教育の土台づくり

「施策4」 多様なニーズに対応した教育の推進

(5) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

○日本語指導ができる外部人材の配置の充実など、日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実を図ります。

また、千葉県では、多様性尊重条例が目指す「国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会」の実現に向け、令和6年12月に「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」を策定した。

千葉県外国人活躍・多文化共生推進プランの抜粋

「基本目標」

誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくり

「施策目標」

I 一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

II 国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる県づくり

「2 子どもの教育環境の整備」

・外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実

・教員・指導員等の養成・確保

・就学の促進・キャリア形成支援等

III 様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

これら、「第4期千葉県教育振興基本計画」及び「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」をもとに、外国人児童生徒等の教育が充実していくよう「外国人児童生徒等教育の方針」を策定する。

2 日本語指導が必要な外国人児童生徒等を取り巻く背景

(1) 国の動き

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）※一部抜粋

地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等 への教育の推進

外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援 の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

(2) 千葉県の現状

①日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍人数

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において、日本語指導が必要な児童生徒が、令和3年から令和5年の2年間で、約1.5倍に増加している。令和5年度の調査では、約4,000人となった。

(単位：人)

千葉県	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R3	R5
小学校	765	756	637	691	980	1120	1,415	2,280
中学校	324	352	217	246	333	419	496	671
高等学校	69	136	94	102	160	228	262	374
義務教育学校					12	10	20	49
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	4	5	2	4	4	1	0	7
合計	1,162	1,249	950	1,043	1,489	1,778	2,193	3,381

【日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数】

千葉県	H28	H30	R3	R5
小学校	362	321	301	411
中学校	102	83	113	93
高等学校	23	34	22	29
義務教育学校	1	0	4	11
中等教育学校	0	0	0	0
特別支援学校	3	1	0	0
合計	491	439	440	544

【日本語指導が必要な日本籍の児童生徒の在籍人数】

②日本語指導が必要な外国人児童生徒等の主な使用言語

「その他」に分類している言語が平成20年度から約10倍に増え、希少言語を含む多様な言語を母語としている児童生徒等が増加している。

(単位：人)

千葉県	日本語	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	言語数
H20		47	59	145	391	298	10	75	137	25
H30		42	41	132	597	359	41	48	518	30
R3	107	131	14	125	661	262	65	74	754	約40
R5	193	211	22	117	912	403	121	89	1,313	約40

【日本語指導が必要な児童生徒等の使用言語】

(3) 県教育委員会の主な取組と課題

主な取組

県教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している市町村立学校に対して日本語指導担当教員を配置するとともに、県立学校に対して教育相談員を派遣し、学習支援や生活支援、保護者への通訳等を実施している。また、外国人児童生徒等教育に関する教員研修を実施するとともに、令和4年度より、支援員の派遣や翻訳機の導入など、市町村が実施する支援にかかる経費の一部を助成している。

課題

外国人児童生徒の増加とともに、外国にルーツをもつ児童生徒を初めて担当する教員が増加しており、外国人児童生徒等教育に関する研修について、さらなる充実が求められている。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する日本語指導体制構築も喫緊の課題である。

3 外国人児童生徒等教育の基本的な考え

(1) 基本的な考え方

①児童生徒に異文化理解・多文化共生の資質を育む。

相手を理解し、「違い」を認め合い、多様な価値観を受容しながら、共に生きようとする意欲や態度を養う。

②異文化理解・多文化共生の教育を担う教員の育成及び受入れ体制を構築する。

- ・学校現場の実態に即した研修プログラムを作成し、効果的に実施する。
- ・外国人児童生徒の言語的、文化的な違いを理解し、対応できる体制作りを行う。

(2) 重点化の視点

基本的な考え方に沿い、外国人児童生徒等教育を推進するため、以下の2つの重点化を図る。

①日本語指導体制の構築

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に、日本語指導が行えるようにする。児童生徒が集まる拠点校の設置や、日本語指導担当教員等の各学校への巡回、オンライン日本語指導等、地域の実態に即した体制を構築する。

②研修機会の拡充

教員や教育相談員等の資質能力向上のため、日本語指導方法や異文化理解・多文化共生等に関する研修機会を拡充する。

(3) 自治体等の役割

県および市町村の役割を整理し、連携して取り組む。

①県の役割

- ア 県立学校における外国人児童生徒等の受入れ体制の整備
- イ 受入れに関する連絡協議会の設置（行政担当者会議、有識者会議等）
- ウ 市町村に対する受入れ体制の支援
- エ 異文化理解・多文化共生意識の啓発
- オ 情報収集・発信
 - ・国の取組や研修、学校で役立つ資料等の情報を収集・発信する。
 - ・外国人児童生徒等や保護者に進学等の情報を発信する。
- カ 日本語教育を行う機関、国際交流協会、NPO団体等との連携
- キ 日本語指導体制の構築
- ク 研修機会の保障



②市町村の役割

- ア 市町村立学校における外国人児童生徒等の受入れ体制の整備
- イ 受入に関する連絡協議会等の設置
- ウ 就学相談
- エ 学校への支援員配置等
- オ 異文化理解・多文化共生意識の啓発
- カ 日本語教育を行う機関、国際交流協会、NPO団体等との連携
- キ 日本語指導体制の構築

4 主な施策

外国人児童生徒等教育の指導・支援体制

No. 1 行政担当者連絡協議会

(学習指導課)

【対象】
・行政

◇現状

各教育事務所および市町村の行政担当者を対象に研修や情報交換を実施している。

◆課題

- 各市町村の外国人児童生徒等の受入れに関する支援体制構築
- 各自治体間での連携強化

具体的な取組(方向)

全市町村の担当参加のもと、日本語指導及び受入れ体制構築に関する研修および情報交換を行い、各自治体間の連携を推進する。

- ・市町村の外国人児童生徒等の実態
- ・各市町村の外国人児童生徒等の受入れ体制
- ・校内支援体制
- ・支援員の派遣や配置
- ・日本語指導に係るカリキュラムや指導方法、日本語指導教室の運営
- ・進路指導、職業教育

＜対象＞

教育事務所・各市町村教育委員会担当

No. 2 日本語指導体制の構築

(学習指導課)

【対象】
・県立高校

◇現状

現場の教員や教育相談員等が、個々に当該児童生徒の実態に応じた日本語指導を実施している。

◆課題

- 県に日本語能力を測るアセスメントツールや日本語能力に応じた教材がない。
- 日本語指導が必要な生徒を指導する専門的な知識をもった教員が少ない。

具体的な取組(方向)

- (1) 児童生徒の日本語能力を測るアセスメントツールを作成する。
- (2) 児童生徒の日本語能力に応じた教材及びカリキュラムを作成する。
- (3) 日本語初期指導に関する研修を実施する。
- (4) 日本語指導担当教員・教育相談員によるオンライン授業を配信できる体制構築を図る。

No. 3 拠点校の設置

(学習指導課)

【対象】
・ 県立高校

◇現状

指定する県立高校において、日本語指導に係る学校設定科目の設定など支援体制の構築に関する研究及び成果の普及を行っている。(生浜高等学校、市川工業高等学校、佐倉南高等学校、松戸国際高等学校、成田国際高等学校)

◆課題

- 支援が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 県立学校への日本語指導方法の普及

具体的な取組(方向)

- (1) コーディネーターの配置、研修費補助、消耗品や書籍購入費補助、翻訳システムの導入
- (2) 生徒の日本語能力に応じた指導の充実
- (3) 校内支援体制の構築及び県内への普及(日本語指導全体計画、個別の支援計画の作成、個別の進路指導・職業教育、翻訳システムの活用)
- (4) 拠点校連絡協議会の実施と成果の効果的な普及

No. 4 幼児教育推進事業

(学習指導課)

【対象】
・ 幼稚園・小学校

◇現状

- 幼児教育関係の研修を行い、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応等について、理解を深められるようにしている。
- 県内の幼稚園・認定こども園・保育所等に幼児教育アドバイザーを派遣し、個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行えるように支援している。

◆課題

学習指導課が所管する公立幼稚園以外の私立幼稚園、認定こども園、保育所からの研修会参加希望や幼児教育アドバイザー派遣要請が増やせるような工夫

具体的な取組(方向)

- (1) 幼稚園教育課程研究協議会
幼児教育の諸課題をテーマとして協議会を行う。個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行えるよう、実際の園の取組等を紹介し合い情報共有を図る。
- (2) 幼児教育アドバイザー派遣事業
他の園の取組事例やこれまでの経験を踏まえ、園経営が適切に行えるよう指導・助言を行う。

No. 5 外国人児童生徒等の心のケア(カウンセリング)等について(児童生徒安全課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

カウンセリングが必要な場合は、通訳者等が同席し行っている。

◆課題

- カウンセリングや家庭や福祉、関係機関との連携が必要な外国人児童生徒等の増加
- 通訳者等の確保
- 第三者が同席した場合の守秘義務

具体的な取組(方向)

- (1) 日本語指導担当教員、外国人児童生徒等教育相談員、通訳者等との連携
日程の調整や情報共有をし、連携して対応するようにする。
- (2) 研修会等における資質能力の向上及び情報共有
研修会等において、外国人児童生徒等に係る対応について事例研究、情報交換を行い、資質能力の向上を図る。

No. 6 外国につながる障害のある児童生徒等および家族への支援 (特別支援教育課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

障害のある外国人児童生徒等および家族に関する質問や相談を受け、回答や助言を行っている。

◆課題

- 言語コミュニケーションの問題
- アセスメント(児童生徒の実態に即した効果的な支援への指針)
- 日本文化と外国人児童生徒等の母国文化の違いによる相互理解の不足

具体的な取組(方向)

- (1) 支援や対応に関する質問や相談への回答や助言
利用できる社会資源等に関すること、説明用資料を多言語化しているなどの具体的な支援事例、翻訳機や通訳の活用状況などの情報を収集し、回答や助言を行う。
- (2) 就学に関する質問や相談への助言
教育相談につながるよう助言する。

教員・教育相談員の配置・養成

No. 7 外国人児童生徒等教育に係る研修

(学習指導課)

【対象】

・行政・県立学校
・小中学校

◇現状

- 外国人児童生徒に関わる教員等を対象に、指導力向上を目的とした研修を実施している。
- 日本語指導の経験年数に応じた研修体制を整備している。

◆課題

- 言語的・文化的違いへの理解
- 日本語指導方法等の必要な情報の提供

具体的な取組(方向)

- (1) 外国人児童生徒等教育研修会
 - ・異文化理解・多文化共生に係る教育の対応力や日本語指導力の向上を図る研修の実施
 - ・外国人児童生徒等に係る国の動向及び受入れ体制等の情報共有
- (2) 研修内容の精選
 - 現場のニーズに即した研修の実施
- (3) 日本語指導等に関する情報提供
 - 教材の活用や指導方法に関する情報の提供

No. 8 日本語指導担当教員の配置

(教職員課)

【対象】

・県立学校
・小中学校

◇現状

日本語指導担当教員を中心に、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して指導している。また、市町村費負担非常勤講師及びボランティア指導員等の協力を得ながら、日本語指導が行われている学校もある。

◆課題

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 日本語指導担当教員の確保

具体的な取組(方向)

- (1) 日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成
 - 各学校において日本語指導が必要な児童生徒がいる場合には、日本語指導に係る「特別の教育課程」を編成し、届け出を市町村教育委員会に提出するよう指導する。
- (2) 日本語指導担当教員の配置
 - ・毎年12月までに、翌年度、県内において日本語指導が必要となる対象児童生徒見込数を集約し、国の配置基準に基づく日本語指導担当教員の加配数を国に要望する。
 - ・年度末人事において、国から加配された日本語指導担当教員を、各市町村教育委員会と連携しながら、適正に配置する。
 - ・当該年度の5月1日までに日本語指導に係る「特別の教育課程」の届け出がなされている児童生徒数をまとめ、国に報告する。

No. 9 外国人児童生徒等教育相談員の配置

(学習指導課)

【対象】
・ 県立学校

◇現状

- 要望のあった県立学校等に、教育相談員を配置している。
- 外国人児童生徒等の生活への適応指導、日本語指導、教育相談、学校と外国人児童生徒等及びその保護者との連絡（通訳・翻訳）、国際理解教育関係の授業・行事等の補助、その他必要な業務（母語保持の指導、国際理解教育に必要な資料づくり等）を行っている。

◆課題

- 支援が必要な外国人生徒等の増加や多言語化への対応
- 教育相談員の役割の整理
- 日本語指導のできる教育相談員の確保と育成

具体的な取組(方向)

- (1) 複数校を兼務できる教育相談員の配置
教育相談員として複数校兼務できるようにし、支援が必要な児童生徒等に臨機応変に対応できるよう学校間及び教育相談員との連携を促進する。
- (2) 教育相談員の確保と役割整理
 - ・ 国際交流センターや大学等と連携し、教育相談員を確保する。
 - ・ 適応指導、日本語指導、母語支援等、教育相談員の役割に応じて配置する。

就学・進学・就職の支援等

No. 10 就学担当者会議

(教職員課、特別支援教育課)

【対象】
・ 行政

◇現状

各市町村教育委員会の担当者を集め、次年度における各学校の児童生徒数の推移及び学級編制の見込等について聞き取りを行っている。

◆課題

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 就学前の外国人児童生徒等に係る状況確認及び情報共有

具体的な取組(方向)

- 就学担当者会議
 - ・ 次年度における各学校の学級編制の状況や、就学前の外国人児童生徒等に係る状況確認と指導対象となる外国人児童生徒等について情報を共有する。
 - ・ 各市町村の就学前外国人児童についての把握方法（住民基本台帳の担当課と市町村教育委員会との連携等）について状況を確認し、先進的な事例については県内に周知する。

No. 11 外国人の特別入学者選抜

(学習指導課)

【対象】
・県立高校
・中学校

◇現状

- 外国人の特別入学者選抜は、全日制の課程16校、定時制の課程16校で実施している。
- 検査の内容は面接及び作文
- 面接は日本語（必要に応じて英語）、作文は出願時に日本語又は英語を選択する。

◆課題

- 日本語を母語としない外国人生徒への支援
- 入学者選抜の制度についての周知

具体的な取組(方向)

- 入学者選抜における支援
 - ・作文検査の問題へのルビ振り等、配慮を行う。
 - ・入学者選抜の制度についての説明会を実施する。
(県外及び海外等からの入学志願手続の説明会)
 - ・Webページにおいて、外国人のための入学者選抜手続について、7か国語で掲載する。

No. 12 県教育委員会 HP による支援

(各担当課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

- 日本の学校生活、日本の教育制度等を公開している。
- 就学案内及び受入れ体制等の内容を公開している。
- 日本語を指導するための教材、指導案等を公開している。

◆課題

- ホームページの内容の更新
- 各情報にアクセスしやすいようなページ作成

具体的な取組(方向)

- (1) ホームページの更新
各担当課から、情報発信できるような在り方を検討する。
- (2) 最新情報にアクセスできるようなホームページ
千葉県だけでなく、各自治体の情報等に接続できるようなページを作成する。

異文化理解・多文化共生意識の醸成

No. 13 外部関係機関や支援団体との連携

(学習指導課)

【対象】

・行政・県立学校
・小中学校

◇現状

- 国際交流センターによる多言語の学校文書例や多文化共生出前講座等を活用している。
- 大学等と連携を図りながら教員研修を実施している。

◆課題

- 多くの外部団体等との連携
- 各市町村教育委員会への情報提供

具体的な取組(方向)

- (1) ホームページによる情報発信
外部団体等との連携が図られるよう、ホームページによる情報発信
- (2) 関係機関・支援団体と連携した取組の推進
 - ・国際交流センターの取組を各種教員研修等で情報発信し、活用を促す。
 - ・大学等と連携し、異文化理解・多文化共生に係る教員研修の充実を図る。

No. 14 異文化理解・多文化共生の促進

(教育政策課、生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課)

【対象】

・県立学校
・小中学校

◇現状

各学校において行われている様々な国際教育交流を Web ページで紹介している。

◆課題

- 各地域及び各学校による取組の差違
- 言葉や生活文化の違いの理解

具体的な取組(方向)

- (1) 国際的に活躍できる人材の育成
 - ・各教科等において多文化共生に取り組むほか、教科等横断的に学ぶ機会を推進する。
 - ・国際教育交流の取組を Web ページ等で発信し、各学校における取組意識の向上を図る。
- (2) いじめの未然防止
 - ・言葉や生活文化の違い等について、教員、児童生徒、保護者等の理解を促進する。
 - ・学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 県立図書館での多文化サービスの実施
日本語を母語としない子どもの読書活動の支援と、言語や文化の異なる人々の交流の機会の提供を行う。
- (4) 教員研修の実施
日本語指導や異文化理解・多文化共生等に関する研修を実施し、教員の理解及び対応力の向上を図る。